

石川労働局発表
令和3年9月24日(金)

(照会先)

石川労働局労働基準部
監督課長 小谷 一彦
監察監督官 坂本 千秋
電話 076(265)4423
FAX 076(265)4431

報道関係者 各位

令和2年の監督指導、司法処理状況等を公表します

～ 定期監督等を実施した事業場の73.1%で法違反 ～

石川労働局(局長 吉田 研一)では、管下の四つ(金沢・小松・七尾・穴水)の労働基準監督署が令和2年1月から令和2年12月までの1年間に実施した定期監督等の監督指導、申告処理及び司法事件処理の状況について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 定期監督等の監督指導(*1)の状況

- 令和2年に実施した定期監督等の件数：1,399件(前年比186件(11.7%)減)
- うち労働基準関係法令違反が認められた件数：1,023件(違反率73.1%)

2 申告処理(*2)の状況

- 令和2年に新たに受理した申告の件数：189件(前年比78件(29.2%)減)
- 主な内容(1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上)
 - ・賃金不払に関するもの：149件
 - ・解雇に関するもの：34件
 - ・最低賃金に関するもの：9件

3 司法事件処理の状況

- 令和2年に金沢地方検察庁へ送検した事案の件数：11件(前年比4件(57.1%)増)
- 内訳
 - ・危険防止措置の不備による等労働安全衛生法違反：6件
 - ・定期賃金の不払、長時間労働等による労働基準法違反：5件

このような状況を踏まえ、石川労働局及び管下四つの労働基準監督署では、引き続き、事業場に対する監督指導等を通じ、法令で定められた最低労働条件の履行確保を図るとともに、賃金不払等の申告事案については、迅速・的確に対応することとしています。

また、是正意欲が認められないなどの重大・悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

(*1) 「定期監督等の監督指導」とは、定期的に、又は労働災害の発生若しくは働く人などからの情報等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のことです。

(*2) 「申告」とは、労働者が労働基準監督署に対し、事業場が労働基準法等に違反している旨を申し立てることです。申告を受けた労働基準監督署では、事業場を臨検又は事業主の出頭を求める等した上で違反の事実を確認し、是正を勧告するなどにより改善を図ります。

(参考資料)

1 定期監督等の監督指導の実施状況

(1) 定期監督等の監督指導の概要

県内の事業場に対して定期監督等の監督指導を合計1,399件実施しました。

令和2年は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を図るための指導、一般労働条件の履行確保に係る指導、労働災害が多発している業種に対する業態に応じた災害防止に係る指導、健康に有害な化学物質を使用する事業場に係る指導などを重点的に実施しました。

(2) 業種別の監督指導実施状況

主な業種別の監督指導実施状況は、製造業が451件(32.2%)、建設業が327件(23.4%)、商業が255件(18.2%)、接客娯楽業が87件(6.2%)、保健衛生業が67件(4.8%)、運輸交通業が43件(3.1%)などです。

(3) 主な法違反の状況

監督指導を実施した1,399件のうち、1,023件(73.1%)で、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係の法違反が認められました。

業種別では、接客娯楽業(90.8%)、保健衛生業(80.6%)、製造業(78.7%)、商業(75.3%)、運輸交通業(53.5%)などで違反率が高くなっています(表1)。

違反内容としては、違法な時間外労働や割増賃金の不払、安全・衛生基準の不備・不履行に関するものが多くを占めています(表2)。

表1 業種別の監督指導実施状況

主な業種	令和2年			平成31年・令和元年
	監督件数	違反件数	違反率	違反率
製造業	451	355	78.7%	76.6%
建設業	327	199	60.9%	56.0%
運輸交通業	43	23	53.5%	73.7%
商業	255	192	75.3%	73.3%
保健衛生業 (病院・社会福祉施設など)	67	54	80.6%	77.8%
接客娯楽業 (旅館・飲食店など)	87	79	90.8%	69.2%

表2 主要違反の状況

労働条件に関する法違反の状況	違反件数 ()内は前年の違反率
<p>割増賃金（労働基準法第37条） 時間外・休日労働、深夜労働に対する割増賃金を支払っていないものであり、賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）のほか、実績に応じ支払っているが、単価計算に誤りがあるものを含む。</p>	<p>308件 違反率 22.0%（20.2%）</p>
<p>時間外労働（労働基準法第32条） 1週40時間、1日8時間を原則とする法定の労働時間の枠組みが確保されていないものであり、労使協定届（いわゆる「36(サブロク)協定」）のない時間外労働や労使協定を超える時間外労働を含む。</p>	<p>295件 違反率 21.1%（23.1%）</p>
<p>就業規則の作成・届出（労働基準法第89条） 常時10人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられている就業規則の作成を行わず、又は必要な変更を行っていないもの、また、所轄の労働基準監督署に届け出していないもの。</p>	<p>149件 違反率 10.7%（11.7%）</p>
<p>労働条件の明示（労働基準法第15条） 労働者を雇い入れる際には、雇用期間、就業場所、労働時間、休日、賃金等の主要な労働条件を書面等で明示することとされているが、口頭によるもの、又は明示すべき事項が明示されていないもの。</p>	<p>148件 違反率 10.6%（9.7%）</p>
<p>最低賃金（最低賃金法第4条） 石川県最低賃金、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金を支払っていないもの。</p>	<p>68件 違反率 4.9%（5.9%）</p>
労働安全衛生に関する法違反の状況	違反件数 ()内は前年の違反率
<p>健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（労働安全衛生法第66条の4） 健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴取していないもの。</p>	<p>311件 違反率 22.2%（25.3%）</p>
<p>安全基準の履行（労働安全衛生法第20条～第25条） 製造業におけるプレス機械や木材加工用機械、建設業における車両系建設機械に代表される機械・設備による危険、建設現場等の高所からの墜落・転落等の危険などに対する労働災害防止のために必要な措置を講じていないもの、又は措置が不十分となっている等法令の要件を具備していないもの。</p>	<p>162件 違反率 11.6%（12.9%）</p>
<p>定期健康診断の実施等（労働安全衛生法第66条） 常時使用する労働者に、1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施していないもの。あるいは、有機溶剤等の有害物を取り扱う労働者に定期的に特殊健康診断を実施していないもの。</p>	<p>145件 違反率 10.4%（7.1%）</p>
<p>衛生基準の履行（労働安全衛生法第20条～第25条） 粉じん、有機溶剤、特定化学物質など有害物を取り扱う作業等において健康障害を防止するために必要な措置を講じていないもの、又は措置が不十分となっている等法令の要件を具備していないもの。</p>	<p>68件 違反率 4.9%（5.4%）</p>
<p>機械設備の定期自主検査の実施（労働安全衛生法第45条） プレス機械、フォークリフト、車両系建設機械などに必要な1年以内ごとに1回の法定事項に関する検査を実施していないもの。</p>	<p>70件 違反率 5.0%（4.7%）</p>
<p>作業主任者の選任等（労働安全衛生法第14条） 労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、労働者の指揮等を行う作業主任者を選任等していないもの。</p>	<p>49件 違反率 3.5%（3.8%）</p>

2 申告処理の状況

(1) 申告処理の概要

令和2年中に新たに労働者からの申立てを受けた申告は、189件でした(図1)。

申告の主な内容は、賃金不払に関するものが149件(78.8%)、解雇に関するものが34件(18.0%)、最低賃金に関するものが9件(4.8%)でした(1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上。)(表3)。

(2) 申告処理件数の動向

業種別に見ると、商業40件(21.2%)、接客娯楽業33件(17.5%)、製造業21件(11.1%)の順に多く、この3業種で申告処理全体の49.7%を占めています。

申告処理件数は、近年はほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年は前年比29.2%の減少となりました。

図1 申告処理件数の推移

(件)

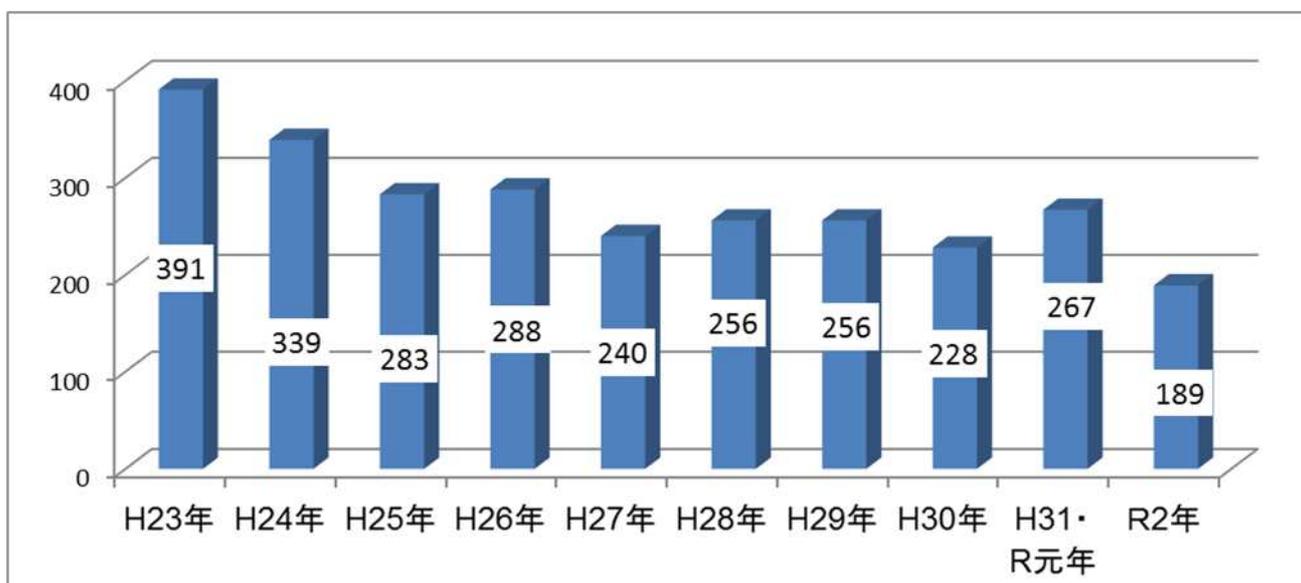


表3 主要申告事項別申告件数の推移

年	受理件数	主要申告事項			
		賃金不払	解雇	労働時間等	最低賃金
平成23年	391	329	76	20	47
平成24年	339	291	50	21	62
平成25年	283	249	41	12	15
平成26年	288	237	66	9	12
平成27年	240	199	48	6	12
平成28年	256	215	34	11	7
平成29年	256	209	42	9	16
平成30年	228	179	44	11	11
H31・R元年	267	216	44	7	26
令和2年	189	149	34	5	9

1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上。

3 司法事件処理の状況

(1) 司法事件処理の概要

労働基準法及び労働安全衛生法違反で合計11件の司法事件を金沢地方検察庁（各支部及び各区検察庁）へ送検しました（図2）。

(2) 業種別、主要違反事項別の送検状況

業種別では、製造業4件、農林業2件、接客娯楽業2件、建設業1件、運輸交通業1件、清掃・と畜業1件となっています。

また、主要違反事項別では、労働災害を契機として明らかとなった危険防止措置の不備による労働安全衛生法違反が4件、違法な時間外労働による労働基準法違反が3件などとなっています（表4）。

(3) 送検件数の動向

送検件数は、10件前後で増減を繰り返しています。

図2 送検件数の推移（事業場数）

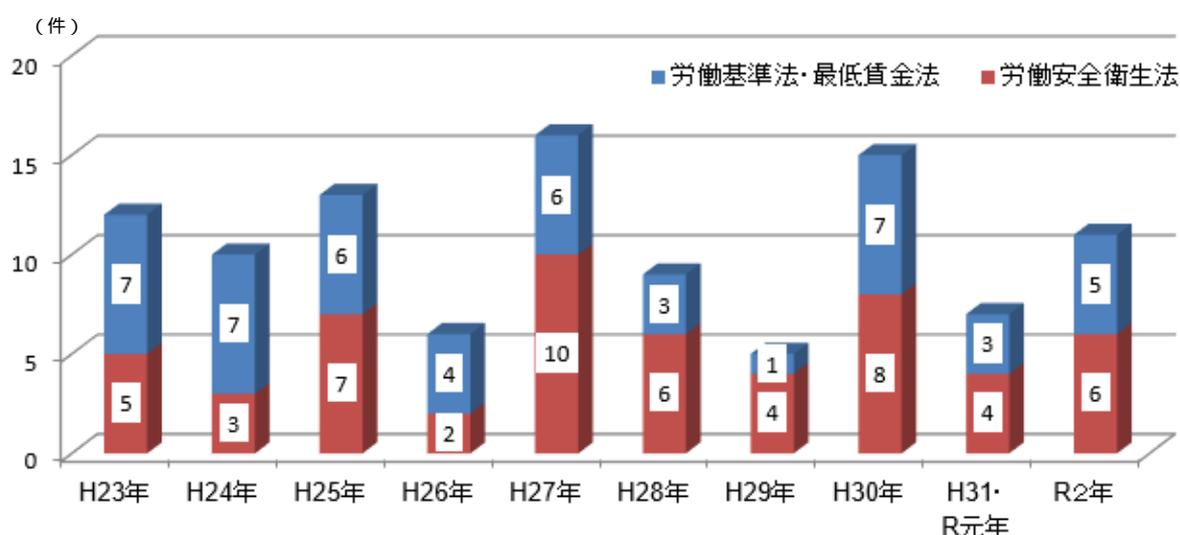


表4 主要違反事項の内訳

年	合計	労働基準法・最低賃金法			労働安全衛生法		
		賃金不払	労働時間	その他	災害防止	労災かくし	その他
平成23年	12	6(1)		1(強制労働)	2	2	1(検査証)
平成24年	10	7(1)			1	2	
平成25年	13	5(1)	1		4	2	1(作業主任者)
平成26年	6	4(1)			1	1	
平成27年	16	6(1)			9	1	
平成28年	9	2(1)	1		6		
平成29年	5	1(0)			4		
平成30年	15	3(1)	2	2(中間搾取)	5	1	2(石綿)
H31・R元年	7	3(0)			2	2	
令和2年	11	2(1)	3		4	2	

注1)送検事案ごとに主たる違反事項を計上したものの。

注2)賃金不払には、労働基準法第37条違反(割増賃金の不払)を含み、()に内数として表示。

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」の取組みを
労働時間相談・支援班が
サポートします。

以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ㊦ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ㊦ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ㊦ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ㊦ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に**利用可能な助成金**



残業時間を減らしたいとは思うけど、
どうすればいいんだろう？

有給休暇をうまく使いたいのは
やまやまなんだけど…

うちの会社の
労働時間制度は
このままで
いいのかな…？

「労働時間相談・支援班」が、個別訪問により、
関係法令への対応や労務管理上の問題解決を支援しています！

個別訪問支援申込書をFAXいただくか、お電話にてお申込み
いただけます。まずはお気軽にお尋ねください。



◆ 労働基準監督署に設置された「労働時間相談・支援コーナー」でも支援します。



石川労働局・労働基準監督署

個別訪問支援申込書

以下の事項に関して、貴署の担当者の個別訪問による支援を希望します。

- 1 時間外労働協定を含む労働時間制度全般
- 2 変形労働時間制などの制度説明又は導入にあたって必要な手続等
- 3 長時間労働の削減に資する取組事例
- 4 働き方改革推進支援助成金
- 5 その他労働時間の改善に関すること

具体的な支援希望内容

事業場の名称		労働者数	名
所在地			
担当者職氏名		連絡先	() -
事業の種類	製造業、建設業、運輸交通業、小売業、社会福祉施設、飲食業、 その他 ()		

申込・問い合わせ先

金沢 労働基準監督署	TEL 076-292-7945 FAX 076-291-6244
小松 労働基準監督署	TEL 0761-22-4231 FAX 0761-22-4230
七尾 労働基準監督署	TEL 0767-52-3294 FAX 0767-52-3295
穴水 労働基準監督署	TEL 0768-52-1140 FAX 0768-52-1141

『働き方改革』に取り組む 事業主の皆様を **無料**で支援します

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

※ご相談内容例

助成金を
活用したいが、
利用できる
助成金が
分からない

賃金引き上げに
活用できる国の
支援制度を
知りたい

就業規則を
改正したい

36協定について
詳しく知りたい

コロナ関連の
助成金の
手続き方法を
教えてほしい



同一労働
同一賃金の
対応について
教えてほしい

お問い合わせご相談はこちらまで

【石川働き方改革推進支援センター】

住所: 金沢市尾山町9番13号 (金沢商工会議所会館3F) (一社) 石川県経営者協会内

電話: 0120-319339 【受付時間】9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始除く)

メール: roudou@ishikawakeikyo.or.jp

社会保険労務士等の専門家が最大6回まで事業所を訪問し、
支援を行うことも可能です。(裏面に申込書)

電話、メール、
来所により
相談を受付

石川働き方改革推進支援センター

FAX : 076-231-0228

申込書受領後、訪問日時等のご相談の連絡をいたします

企業への訪問相談申込書

令和 年 月 日

貴社名		ご担当者	
部 署		T E L	
所在地		F A X	
e-mail			

訪問相談の希望日時

いつでもよい

希望あり（希望日時をご記入ください）

※申込日より1週間以降の日をご記入ください（それより早い日をご希望の場合はご相談ください）

第一希望

第二希望

月 日（曜日） 時

月 日（曜日） 時

相談内容

- 働き方改革関連法の説明 労働時間関係 年次有給休暇 同一労働同一賃金
 人手不足関係 助成金関係 コロナ関連の支援策
 その他（具体的な相談内容をご記入ください）

【個人情報の取り扱いについて】

ご記入いただいた個人情報は、ご本人の同意なく、働き方改革関連の事業以外での使用や第三者への提供または開示をいたしません。

石川働き方改革推進支援センター（一社）石川県経営者協会内

電 話 : 0120-319339 Fax : 076-231-0228

HP : <http://www.ishikawakeikyo.or.jp> メール : roudou@ishikawakeikyo.or.jp

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です 「医療保険者との連携」と「新型コロナウイルス対策」をお願いします

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的な啓発を行っています。月間中は、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底を事業者の皆さまに改めてお願いしています。令和3年度強化月間の**重点周知事項**は、以下の2点になります。

事業者の皆さまには、自身の事業場における健康診断の実施状況等を改めてご確認いただき、適切な実施へのご協力をお願いします。

1. 医療保険者との連携

医療保険者¹から従業員の健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が行うこととされている特定健康診査については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、実施を全部又は一部免除することとなっています。事業者の皆様におかれましては、**医療保険者から求められた場合は、従業員の健康診断の結果を提供していただくようお願いします²**。

また、特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする**改正健康保険法等が令和4年1月に施行されます**。

このため、**40歳未満の従業員についても**、施行後に医療保険者から求められた場合は、健康診断の結果を提供していただくようお願いします。

なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省HPに掲載している³「**モデル健康診断委託契約書**」や「**一般健康診断標準問診票**」をご活用ください。



資料はこちら

- 1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
- 2：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。
- 3：「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。（右のQRコードで当該ページが開けます。）

2. 新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルス感染症の影響による延期分の早期かつ計画的実施にご協力ください

新型コロナウイルス感染症の影響等によって健康診断実施機関等の予約が取れない場合など、やむを得ず法定の期日までに健康診断を実施することが困難な場合も考えられるところです。そのような場合には、**健康診断実施機関と協議の上、できるだけ早期に健康診断を実施できるよう実施計画を立て、計画に基づいて実施する必要があります**。実施計画を立てるに当たっては、昨年度以降の健康診断実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てるようにしてください。

また、実施に当たっては、いわゆる「**三つの密**」を避け、**十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、実施してください**。労働者が新型コロナウイルス感染症を気にして受診を控えようとしている場合は、健康診断の会場では換気や消毒を行うなど感染防止対策に努めていることを説明するとともに、受診を促していただくようお願いします。

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（抜粋）

令和3年8月

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (6) 令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- (7) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 取組を実施上での留意点

- (1) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
 - ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
 - イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。
 - ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
- (2) 1の(4)について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、これらの健康診断の昨年度以降の実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てること、実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添1のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（1）の周知を行っていただきたいこと。

- (3) 1の(5)及び(6)については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コロナヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち

特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添2及び別添3のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。

なお、令和3年6月11日に健康保険法（法律第66号）が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられたところであり、別添2のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。

- (4) 1の(7)については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添4のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。
- (5) このほか、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、事業者や健康診断実施機関等から女性従業員に対し、健康診断実施時に周知を行っていただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の通達、ガイドライン等に係る取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和2年3月31日最終改訂）に基づく取組
- (2) 「地域・職域連携推進ガイドライン」（これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
- (3) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に向けた対応
 - ア 「取組の5つのポイント」（2）を用いた取組状況の確認
 - イ 実践例を盛り込んだリーフレット（3）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（4）等を活用した取組
 - ウ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（5）に基づく取組
- (4) 職場における感染症に関する理解と取組の促進に向けた対応
 - ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、平成28年6月30日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - ウ 令和2年1月30日付け基安労発0130第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

(1) 一般定期健康診断問診票の外国語版



(2) 取組の5つのポイント



(3) 職場における感染防止対策の実践例



(4) チェックリスト



(5) 業種・業態別マニュアル



別添1~4のリーフレット等



第72回 全国労働衛生週間

令和3年10月1日(金)～7日(木)[準備期間:9月1日～30日]

〈全国労働衛生週間スローガン〉

向き合おう！ 心とからだの 健康管理

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で72回目になります。また、今年「全国労働衛生週間」を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症防止に取り組む事業場が活用しやすいよう、「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場”を副スローガンとして決めました。

各職場においては下記のような取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行う

※ 詳細は下表をご覧ください

- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組
- ・労働災害予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・職場の受動喫煙防止対策
- ・治療と仕事の両立支援対策
- ・職場の腰痛の予防対策
- ・職場の熱中症予防対策の推進
- ・テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

準備期間に実施する事項（重点事項）（要綱より抜粋）

過重労働による健康障害防止	<ol style="list-style-type: none"> ① 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ② 事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③ 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底 ④ 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 ⑤ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
メンタルヘルス対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者によるメンタルヘルスクアを積極的に推進する旨の表明 ② 衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 ③ 4つのメンタルヘルスクア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 ④ 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ほか
職場における新型コロナ対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底 ② 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
高齢労働者の健康づくり	<ol style="list-style-type: none"> ① 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に沿った取組の実施 ② 高齢労働者の安全衛生対策に関する支援（エイジフレンドリー補助金等）の活用 ほか
化学物質による健康障害防止対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 中小規模事業場を中心とした特別規則の遵守の徹底、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進 ② 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ③ SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ④ ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか
石綿による健康障害防止対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進 ② 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底 ③ 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止 ほか
受動喫煙防止対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ② 受動喫煙の健康への影響を図るための教育啓発の実施 ③ 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
治療と仕事の両立支援	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 ② 研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③ 相談窓口などの明確化 ④ 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤ 治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
その他	<ol style="list-style-type: none"> ① 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ② 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 ③ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進

準備期間に実施する事項（その他）（要綱より抜粋）

13

労働衛生3管理の推進など

作業の特性に応じた取組の推進

東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の情報や支援体制等をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています

<https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx>



産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットをはじめとした、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

（職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

厚労省 職場の感染対策

検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます。

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革

検索

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組み事例、相談支援機関、シンポジウム等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業

職場 受動喫煙

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

溶接ヒューム等ばく露防止対策

屋内で継続してアーク溶接作業を行う作業場に対してばく露防止対策のための測定実施の支援をしています。

（有害物ばく露防止対策補助金申請↓）

<http://www.zeneiren.or.jp/hazardous/index.html>



有害物ばく露防止対策補助金

検索

高齢労働者の健康づくり

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。

（高齢労働者の安全衛生対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



高齢労働者

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう ～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号 ^(※1) に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

※1: 労働安全規則第13条第1項第2号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回(じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回)、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

特殊健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条) ・鉛業務に常時従事する労働者(鉛則第53条) ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者(四アルキル鉛則第22条) ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した(一部の物質に係る業務に限る)(特化則第39条) ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条) ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条) ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条) ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことがある在籍労働者(石綿則第40条)
じん肺健診	<ul style="list-style-type: none"> ・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことがある管理2又は管理3の労働者(じん肺法第3条、第7～10条) <p>注: じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。</p>
歯科医師による健康診断	<ul style="list-style-type: none"> (歯科医師による健康診断) ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者(安衛則第48条)

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等の特定の業務については、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう指針・通達等が発出されています。詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康管理に努めましょう。



◆一般健康診断の項目◆

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時の健康診断（安衛則第43条）	定期健康診断（安衛則第44条）
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長 ^(※2) 、体重、腹囲 ^(※2) 、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査 ^(※2) 及び喀痰検査 ^(※2)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)	6 貧血検査(血色素量及び赤血球数) ^(※2)
7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ^(※2)
8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)	8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) ^(※2)
9 血糖検査	9 血糖検査 ^(※2)
10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11 心電図検査	11 心電図検査 ^(※2)

※2: 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満(35歳を除く)の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) ²) 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに特別な健康診断項目が定められています。詳しくは都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項◆

1. 健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておくてはなりません。(安衛法第66条の3)

2. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聞かなければなりません。(安衛法第66条の4)

3. 健康診断実施後の措置

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。(安衛法第66条の5)

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。(安衛法第66条の6)

5. 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。(安衛法第66条の7)

6. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

健康診断(定期的のものに限る。)の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。)(安衛法第100条)

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。(2013.03)